

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校教育において、「いじめ問題」は喫緊の課題となっており、近年の情報技術の進展による新たな問題が起きるなど、ますます複雑化、潜在化する状況にある。

そのために、児童生徒をとりまく全ての教職員や大人がいじめという行為や問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的に問題に取り組む必要が求められている。

このような状況下、いじめ防止対策推進法が公布され、平成26年5月「延岡市いじめ防止基本方針」(H29.12月改訂)を受け、本校における「延岡市立東海東小学校いじめ防止基本方針」を定める。

もくじ

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの未然防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 地域や家庭との連携
 - (5) 関係機関との連携

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のための組織
- 2 いじめ防止に関する措置
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する措置
 - (4) ネット上のいじめへの対応
- 3 その他の留意事項
 - (1) 組織的な指導体制・・・資料2、5
 - (2) 校内研修の充実・・・資料3、4
- 4 重大事態への対処

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(1) いじめの定義

本校に在籍する児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）により、当該児童が心身の苦痛を感じているものいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの理解

- (1) いじめはどの児童にも、どの学校でもおこりうるものであるという視点をもつ。
- (2) いじめは、「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」もあり、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (3) いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序生、閉塞性など）、はやしたてたりおもしろがったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在も注意を払わなければならない。そして、集団全体でいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにしていくことが必要である。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」という状態とは、少なくとも下記の二つの条件が満たされている必要がある。ただし、満たされているとしても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。「解消している」かについては、一部の教職員のみでなく、組織的に判断していく。また、「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性があることを踏まえ、その後も日常的に注意深く観察する必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3ヶ月を目安とする。）学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか、本人及びその保護者と面談等により確認を行う。

3 いじめの未然防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- ア いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心

の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

イ 学校の全教育活動を通して、全児童に「いじめは決して許されない」ことを発達段階に応じて指導し、規範意識や自己肯定感と共に他を尊重する態度を育て、豊かな人間性を培うことが必要である。

ウ いじめの背景にある児童の環境やストレス等の要因に気づき、その改善や適切に対処できる支援を行う視点をもつことが必要である。

エ いじめの問題への取組の重要性について認識を深め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本である。児童に係わる全ての大人が連携し、児童のささいな言動に留意し、いじめのサインを見逃さない気づく力を高めることが大切である。

イ いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ウ 特に、保護者は、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。

エ いじめの早期発見のために、学校は定期的なアンケート調査、教育相談の実施、相談窓口の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、地域、家庭と連携して児童生徒を見守っていく。

(3) いじめへの対処

ア いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全・安心を確保し、苦痛を取り除くことを最優先する。また、当該児童といじめたとされる児童、及び周辺児童に対しての適切な指導を組織的、継続的に行い、いじめの解決に向けて特定の職員が抱え込まないようにする。

イ いじめの確認をしたうえで、事案に応じて家庭や教育委員会、関係諸機関（児童相談所、スクールソーシャルワーカー等）との連携した指導を行っていく。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭とが連携し、協働していくために、PTA 総会や、学校評議委員会、地域ネットワーク会議等の場を活用し、いじめの状況や問題について協議し報告する場を設ける。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応において、学校や教育委員会においていじめる児童生徒への必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、児童相談所や警察等との適切な連携を図るために、連絡協議会

等を通じ情報を共有しておく。

- イ 教育相談においては、必要に応じ医療機関などの専門機関との連携を図ったり、延岡市青少年育成センターや延岡市オアシス教室等の学校以外の相談窓口についても児童生徒に適切に周知したりする。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会（ハートフル委員会）」を実施する。なお、実施は、定期的に月に一回とし、毎月の「こころアンケート」及びそれに伴う教育相談を実施した後に開催する。いじめ事案発生時には緊急に臨時対策委員会を開催する。また、全児童を対象とした教育相談の時間を学期に1回ずつ設定し、夏期休業中には、保護者との教育相談も任意で行う。

〈構成員〉

- いじめ不登校対策委員会（ハートフル委員会）・・・全職員
- 臨時対策委員会・・・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・当該学年主任、当該学級教諭等

＊必要に応じてスクールカウンセラー等を要請

〈活 動〉

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- アンケート調査の実施及び調査結果、報告等の情報の整理
- いじめが確認された場合の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への指導方針決定及び見守り

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

ア いじめは、深刻な人権侵害であるという観点から、全ての教育活動の中で、人権教育の充実を図る。

イ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。そのための、道徳教育の教職員の指導力向上を図るための研修を計画的に行う。

ウ 児童の自治的な能力や自主的な態度を育て、望ましい人間関係を気づくために学級活動や特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する場やあいさつ運動、ボランティア活動への支援を行う。

エ 豊かな情操、コミュニケーション能力、感情をコントロールする力、読解力、思考力、判断力、表現力を育むための、読書活動や表現活動等を取り入れた教育

活動を推進する。

オ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、規範意識などを育てるための体験活動を推進する。

(ア) 望ましい人間関係づくり

- 朝の会、帰りの会の充実（目標をもつこと、認め合うこと）
- 競い合う、励まし合う人間関係（ペア学習、グループ活動の推進）
- みんなで力を合わせる活動の充実
（運動会の練習、長なわとび大会、みんなで遊ぶ日の計画）
- 縦割り清掃活動の実施（ミニリーダーの素地の育成）
- 子ども会議の推進（今年生活目標を話し合い、実践していく力の育成）

(イ) 自己有用感、自己肯定感を高める活動

- 係活動や委員会活動における責任感と達成感
- 全漢字練習や100ます計算などの自己達成感の場の設定

(ウ) 規範意識を育てるための場の設定

- 学校行事を通しての規律ある行動の育成
- 全校朝会での教師や児童生徒による生活目標の具現化
- 日常の校内生活の中でのその場指導
- 模範となる行動の積極的な紹介や声かけ
- 委員会活動を通じた校内生活指導改善の取組
・校内放送での称賛や評価

カ 生徒指導の三機能を取り入れた授業の推進と児童の実態に応じた分かる授業の実践を行う

キ 児童や保護者と教職員との信頼関係を培い、相談しやすい環境を整える。

- 学級におけるみんなで遊ぶ日の設定
- 相談の場や方法の工夫（毎月1回の「こころアンケート」と学期一回の教育相談）
- 学年の教諭や専科、養護教諭の声かけなどによる児童理解

ク いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼・保・小との連携を図る。また、小学校入学説明会（2月）を通し、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促す。

(2) いじめの早期発見

ア いじめが起きていないかを定期的に調査する。

- 「こころアンケート」（月一回）の実施と、それを反映したハートフル会議での全職員による情報交換を行う。
- 教育相談（学期一回、全児童対象）や夏期休業中の保護者との面談（任意）を行う。
- 県下一斉のアンケートの実施とその後の追跡調査を行う。

イ 教職員間の情報の共有と保護者との連携を図る。

- 児童生徒及び保護者が相談しやすい学級担任との連絡体制を整える。

(連絡帳や通信欄を設けた相互発信できる学級通信等の工夫)

- 保護者へのいじめ相談窓口(担任、生徒指導主事、養護教諭、教頭等)の周知を図る。
 - ・ 4月の懇談会及び5月PTA総会
 - ・ 外部支援として延岡市青少年育成センターや延岡市オアシス教室、県教育センター「ふれあいコール」等についての周知同様(4月懇談)
- 過去のいじめ事例の蓄積(引継ファイルの作成)と活用
- ウ いじめのサインを見逃さず、適切に対応する教職員の資質の向上を図る。
 - 事例を取り上げた研修や人権教育などの校内研修の実施
 - 児童が発するサインのチェックリストの作成と共有
 - ハートフル会議でのセルフチェックの実施

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 「これくらい」という判断をせず、その時、その場での行為をすぐに止め、状況の聴き取りを被害・加害・周囲の児童から行う。
 - いじめられている児童や通報した児童の安全を配慮した措置をとる。
 - いじめの事実について学年主任・生徒指導主事・管理職に速やかに報告する。
- イ 情報の共有
 - いじめと認知をした場合、生徒指導主事等は、いじめ不登校対策委員会の関係職員に報告し、情報の共有化を図る。
- ウ 事実関係の調査
 - 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
 - 当該児童や周辺児童及び教職員の聴き取りについては、話をしやすいよう担当する職員を考慮する。
 - 必要な場合は、アンケート調査を行う。その際には、内容を当該児童およびその保護者にも情報提供する場合を考え、その旨を調査対象となる児童及び保護者にも説明する等の措置が必要であることを念頭におく。
 - 重大事態と判断された場合は、校長が市教育委員会に直ちに連絡する。
- エ いじめ解消に向けた指導及び支援
 - 事実関係を把握した時点で、いじめ不登校対策委員会で指導及び支援の方針を決定する。
 - 解決に向けて、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
 - 必要に応じて、市教育委員会及び警察署、児童相談所、スクールソーシャルワーカー等の関係諸機関と連携して指導を行う。
 - 状況の変容において指導に方針変更が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会を開く。
 - 事案が起きて三ヶ月間は様子を観察・情報の共有を図り、いじめの解消を確認する。
 - 指導及び支援に関しては、以下の点を配慮して対処する。

いじめられた児童及びその保護者への支援

【児童に対して】

- 児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続して支援する。
 - ・安全、安心を確保する。
 - ・心のケアを図る。
 - ・事実、状況の確認
 - ・今後の対策について、共に考える
 - ・活動の場等を設定し、認め励ます。
 - ・温かい人間関係を作る。

【保護者に対して】

- 複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。
 - ・事実を把握したら速やかに知らせる。
 - ・把握した事実状況を説明する。
 - ・児童の考えや気持ちを知らせる。
 - ・今後の対処の仕方を共に相談し合う。
 - ・児童や保護者の苦痛に対して精一杯の理解を示す。
 - ・定期的に指導の経過と児童の様子を報告し、共にいじめの解消を確認していく。

(三ヶ月間は様子を見守る。)

いじめた児童への指導及びその保護者への支援

【児童に対して】

- いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解するとともに、他人への痛みを知ることができる指導を根気強く行う。
 - ・いじめの事実の確認
 - ・いじめの背景や要因についての理解
 - ・いじめられた児童へ苦痛への理解
 - ・今後の対処について
 - ・今後の人としての生き方
 - (必要がある場合は懲戒も行う。)

【保護者に対して】

- 事実を確認したら、保護者の心情に配慮しながら丁寧に説明し、よい方へ向かうためにも児童を支援していくことを伝えるようにする。
 - ・事実を把握したら速やかに面談を実施
 - ・事実状況を説明
 - ・いじめた相手への対処の仕方
 - ・今後教職員としてどう成長のために係わるかについて
 - ・保護者に協力してほしいこと
 - ・保護者からの気付きや懸念事項等の報告

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

- 教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平な立場で内応する。
 - ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う取組
 - ・管理職の積極的に関わり
 - ・市教育委員会や関係機関と連携による解決

【いじめが起きた集団、周辺児童、学級、学年等について】

- いじめられた児童・いじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見てみぬふりをしたりして、止めようとしなかった集団に対しても、いじめ問題を解決する力を育成していく。
 - ・ 勇気をもって「いじめはダメだ。」と言えるような児童の育成に努める。
 - ・ 自分の問題として捉えさせる。
 - ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
 - ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

オ 関係諸機関との連携

- いじめられた児童への関係機関の支援が必要と思われた場合は、校長は、市教育委員会を通し、スクールソーシャルワーカー等の要請を行う。
- 校長は、いじめである（命に関わるもの）と認識した場合は、市教育委員会への報告を速やかに行う。
- いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた児童の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応する。
- 生命や身体財産などへの被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導及・経過観察

- 毎月のハートフル会議において、いじめられた児童・いじめた児童のその後の様子について報告し、全職員と情報を共有し合う。
- いじめが解消されたと思われた後も三ヶ月は全職員で児童の様子を見守り、いじめの再発防止に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載することなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

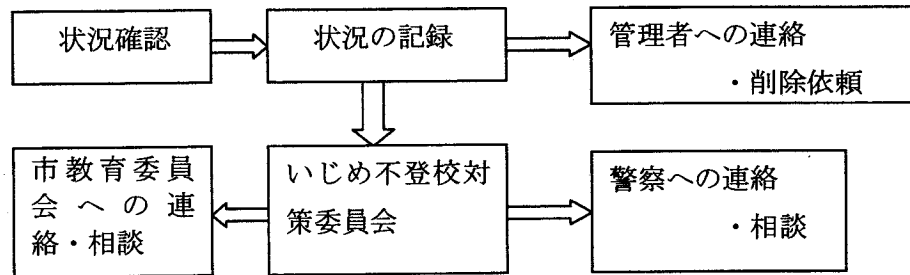
イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
 - ・ 4月参観日懇談会で「延岡市携帯電話、スマートフォンの使用の指針」の資料を活用
 - ・ 11月再度資料を配付
- 教科や道徳の時間、特別活動等における情報教育や人権教育の充実を図る。
- 児童を対象とした講演会で、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
 - ・ 5年
 - ・ 6年
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

- ・夏期休業中の研修（情報モラルに関する研修、人権教育）
- ・特別活動の年間計画の見直し

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、またネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、下記の手順で対処する。



3 その他の留意事項

- (1) 組織的な指導体制・・・資料2, 5
- (2) 校内研修の充実・・・資料3, 4
 - 「いじめのサイン」チェックリスト（資料3, 4）の活用と見直し
 - 「いじめのサイン」チェックリスト（修学旅行などの場合）の作成と活用

4 重大事態への対処

4 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査（第28条に基づく）

(ア) 重大事態の意味について

- a 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- b 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。想定される例は下記の通りである。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- c 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- d 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。
- e 児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、小・中学校長は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

- a 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- b 学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- c 調査主体は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる

おそれがあるような場合には、教育委員会が調査を実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

- a 教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- b 小・中学校の重大事態について教育委員会が調査を行うときは、設置される教育委員会いじめ防止附属機関を調査を行うための組織として活用する。
- c 小・中学校が調査の主体となる場合、設置されるいじめ不登校対策委員会等を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
- d 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

- a 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- b 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
- c 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- d 当該調査を実りあるものにするために、教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあつたとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- e 教育委員会又は学校は、教育委員会いじめ防止附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

＜いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合＞

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行

い、いじめ行為を抑止する。

- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- これらの調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして、対応に当たる。

〈いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合〉

- 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。
 - ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
 - ・ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
 - ・ 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める

- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・ 客観的な事実関係の調査は迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・ 学校が調査を行う場合は、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うなど適切な対応を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や遺族の心情に配慮すること、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

(カ) その他留意事項

- a 法に基づき、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法による「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。
- b 事案の重大性を踏まえ、教育委員会の積極的な支援が必要な場合がある。例えば、小・中学校においては、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として校区外通学の措置を行うことができるよう、教育委員会が小・中学校間の連携を図る等の措置を行う。
- c 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- a 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- b これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- c 質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置をとる。
- d 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

- a 調査結果については、市長に報告する。
- b 上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

学校いじめ防止プログラム

延岡市オアシス教室33-0330 青少年育成センター相談窓0120-783-904

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	児童が主体となった活動	道徳や特別活動等 (道・特)な かま作りに向けて	職員研修 学校基本方針や規律等の確認	アンケート・教育相談 ・こころアンケート	ハートフル委員会等 □前担任、新担任間の 児童引き継ぎ会 □ハートフル委員会 (全校で配慮の必要な児童の共有)		
4	始業式 入学式	・新入生歓迎会 ・委員会活動編成			・こころアンケート		□第一回懇談会 (「延岡市携帯電話・スマートフォン」の使用の指針)説明)	目標及び重点事項の確認・計画作成
5	体力テスト 春の遠足	・クラブ活動開始 ・こども会議 (目指す学校の決定)	(特)学級の目標を決める		・こころアンケート		□第二回懇談会 □PTA総会 (学校の方針説明)	
6	プール清掃・プール開き	いじめのない学校にするためには・・・ ・安全集会 (5年主催)	(特)人権教育		・こころアンケート □教育相談	週一回の学年会で の情報共有	□地域ネットワーク会議 □地区パトロール (地区の施設等の聞き取り)	
7	夏期休業				・こころアンケート	毎月1回、アンケート結果を受けての指導の状況を全職員で情報を共有し合う。	□第三回懇談会 (1学期の様子報告)	実施状況報告と改善
8	夏期休業			生徒指導研修会 人権教育研修会 特別支援研修会	□保護者面談			
9	運動会練習	・運動会練習 ・運動会応援練習	(特)運動会スロガン決定や2学期の目標決定		・こころアンケート	事案によっては、関係職員で臨時に対策委員会を実施し、指導の方針を決定する。	□第四回懇談会 (2学期の指導方針説明)	
10	運動会 陸上教室	・子ども会議で決定したことの実施 (①交流給食開始)			こころアンケート			
11	修学旅行・宿泊学習・秋の遠足 非行防止教室 (4年)	・全校あいさつ運動 ・子ども会議で決定したことの実施 (②全校遊び)			・こころアンケート 教育相談 ・県アンケートの実施	事案として上がった児童については、次回の会で改善状況を報告する。	□地区パトロール ・「延岡市携帯電話・スマートフォン」の使用の指針)再度配付	
12	情報モラル講話 (5, 6年)	・全校あいさつ運動	(特)人権教育 (特)お楽しみ会計画	県アンケートの分析と協議	・こころアンケート		□第五回懇談会 (2学期の様子報告)	実施状況報告と改善
1	持久走大会	・全校あいさつ運動・持久走自己記録更新を目指して			・こころアンケート	□ハートフル委員会 (児童の指導の総括と次年度への情報共有)	□地区パトロール	学校評価 (保護者・地域アンケート)
2	なわとび大会	・全校あいさつ運動 ・長なわとび記録更新	今年度の反省と次年度の取り組み事項の協議		・こころアンケート		□地域ネットワーク会議 □第六回懇談会 (1年間の報告)	次年度計画作成 実施状況報告と改善
3	おわかれ集会 卒業式	・卒業お別れ集会 (5年お別れゲームの開催)	(特)人権教育		・こころアンケート			

学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

- いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける。
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立する。
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、【組織】で情報を共有し組織的に対応する。
 - ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先して、かつ、即日、当日当該情報を速やかに生徒指導主事及び管理職に報告し、学校の組織的対応につなげるようにする。

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの雰囲気学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりをすすめる。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意をはらう。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- ・ 全校朝会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるように教職員に働きかける。

- ・いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

(5, 6 年による子ども会議のテーマとして意図的に取り上げ、具体的な取組を決定していく。)

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日ごろからの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないというアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会だけでなく、日常の来校、参観日や学校行事等の保護者の接触の機会をとらえた積極的な教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談等の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと違う変化を感じたときには、その機会を捉え悩みを聞くとともに、学級担任その他の教職員との情報交換を速やかに行う。

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査（月 1 回）や教育相談の実施（学期に 1 回）等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。（4 月懇談会、5 月 P T A 総会）
- ・ 朝の登校、休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、児童生徒の様子や生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに関する措置

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめを疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。暴力を伴う場合は、複数の教員（同学年教員や近隣学年教員及び生徒指導担当教員及び管理職）が直ちにその現場に駆けつける。
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真

摯に傾聴する。

- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所や時間等の慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた児童及びその周辺児童が複数いる場合には、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。そのためには、複数の教員（学級担任、学年主任、生徒指導担当教員等）で対応にあたる。

《いじめの防止等の対策のための組織》・・・以下「組織」として表記

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際に得られた情報は、学級担任、生徒指導主事、管理職が確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《組織》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童生徒やいじめた児童生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関との連携の必要性の有無の判断
- ・ ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③-A 児童生徒への指導・支援

* 「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散しようとする力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為もいじめに荷担することになることを理解させる。

《組織》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、所轄警察署等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③—B 保護者との連携

- ・ 家庭訪問や面談（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合も、その後の様子を折に触れて連絡を取り合うようにする。
- ・ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料 3

いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサイン

1 いじめられた児童生徒のサイン

いじめられた児童生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	児童の様子に見られるサイン
登校時 朝の会	☐ 学校に来たがらない。 ☐ 遅刻、欠席が増え、その理由が明確でない。 ☐ 教職員と視線が合わず、あいさつもうつむきがちである。 ☐ 体調不良を訴えることが増えてきた。 ☐ 提出物を忘れたり、期限を守れなかったりする。 ☐ 健康観察や朝の歌などでの声や表情に覇気がない。
授業中	☐ 教材の忘れものが目立つ。 ☐ 挙手をせず、顔を上げることが少ない。 ☐ 発言すると、笑われたり、小声で何か言われたりする。 ☐ なり手のいない役にかつぎ出されることがある。
給食の時間	☐ グループを作りたがらず、机をくっつけていない。 ☐ 同じ班の児童と話しづらそうにしている。 ☐ 食が進まず、残食、遅食が見られる。
休み時間等	☐ 友達と関わらず、教師のそばで過ごすことが多い。 ☐ 友達と関わらず、一人で座っていることが多い。 ☐ トイレなどに行き、教室にいない。 ☐ 専科の教室におくれて入室する。 ☐ ドッジボールやおにごっこ等でいつも集中してねらわれる。
放課後等	☐ 皆より先に急いで下校する、または、用もないのに残って帰らない。 ☐ 持ち物がよくなかったり、いたずらされたりする。

2 いじめる児童生徒のサイン

いじめる児童生徒がいることに気づいたら、積極的に児童生徒の輪に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

いじめる児童のサイン
☐ 特定の児童が発言すると、目配せをする、笑う、小声で何か言うなどする。 ☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ☐ 教室から出て、ろうかで遊んだりトイレ前のベンチに座ったりしたがる。 ☐ 仲間同士で急に大声を立てたり、笑ったりしている。 ☐ 教職員が近づくと、不自然に分散したり話題が変わったりする。 ☐ 自己中心的な言動が目立ち、集団を自分の都合で動かそうとする。 ☐ 冗談や遊びと言いながら、蹴ったり叩いたりしていることがある。

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなどして、児童のサインを見逃さないようにする。

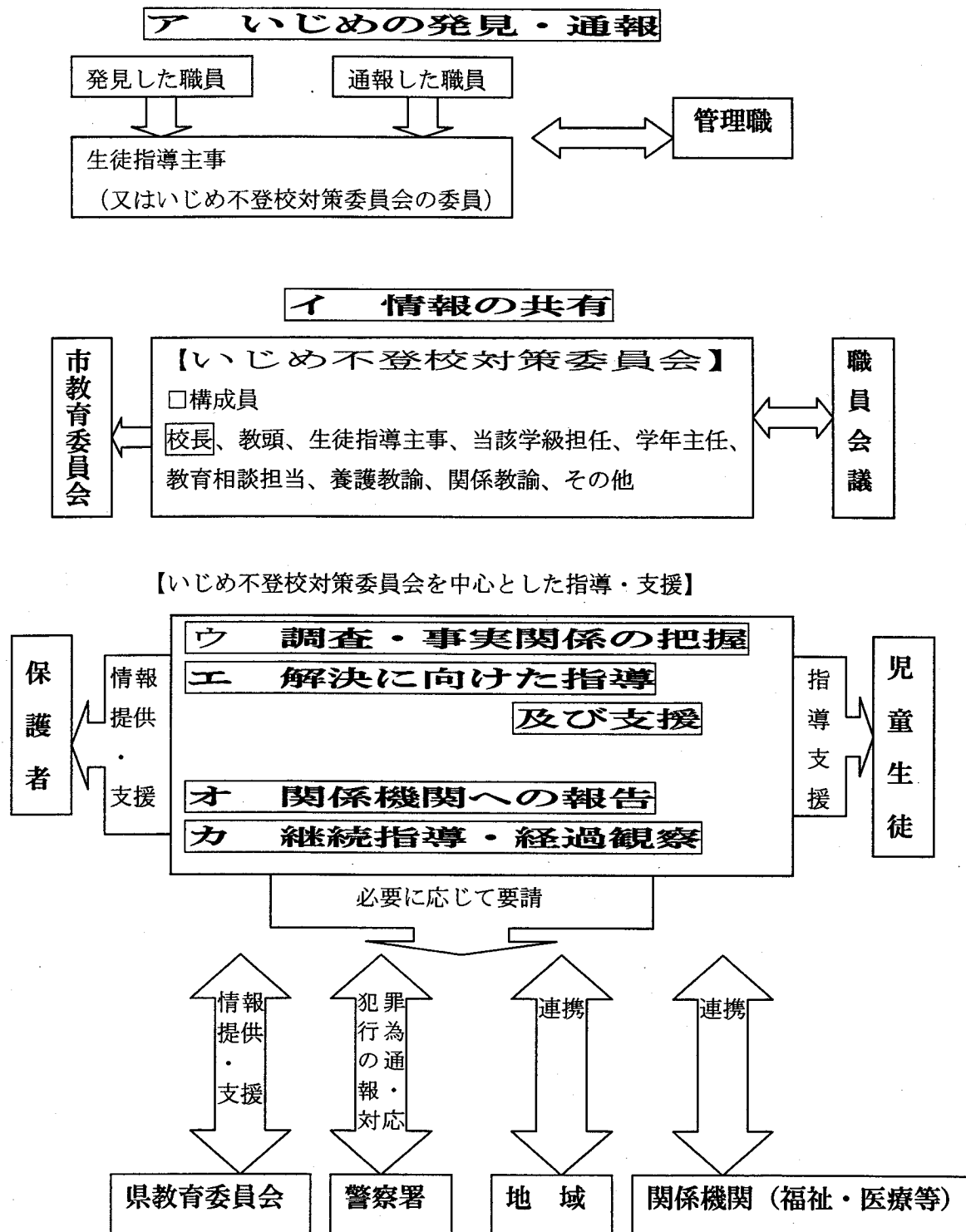
サイン
☐ 特定の児童への呼び捨て、あだ名が聞こえてくる。
☐ 席替えなどで、特定の児童の隣や同じ班になることを嫌がる雰囲気が見られる。
☐ 何かが起きると、特定の児童の名前が上げられる様子がある。
☐ 筆記用具等の貸し借が多い。
☐ 壁や机、本などに落書きがある。
☐ 机や椅子、教材等が散らかりがちである。

2 家庭でのサイン

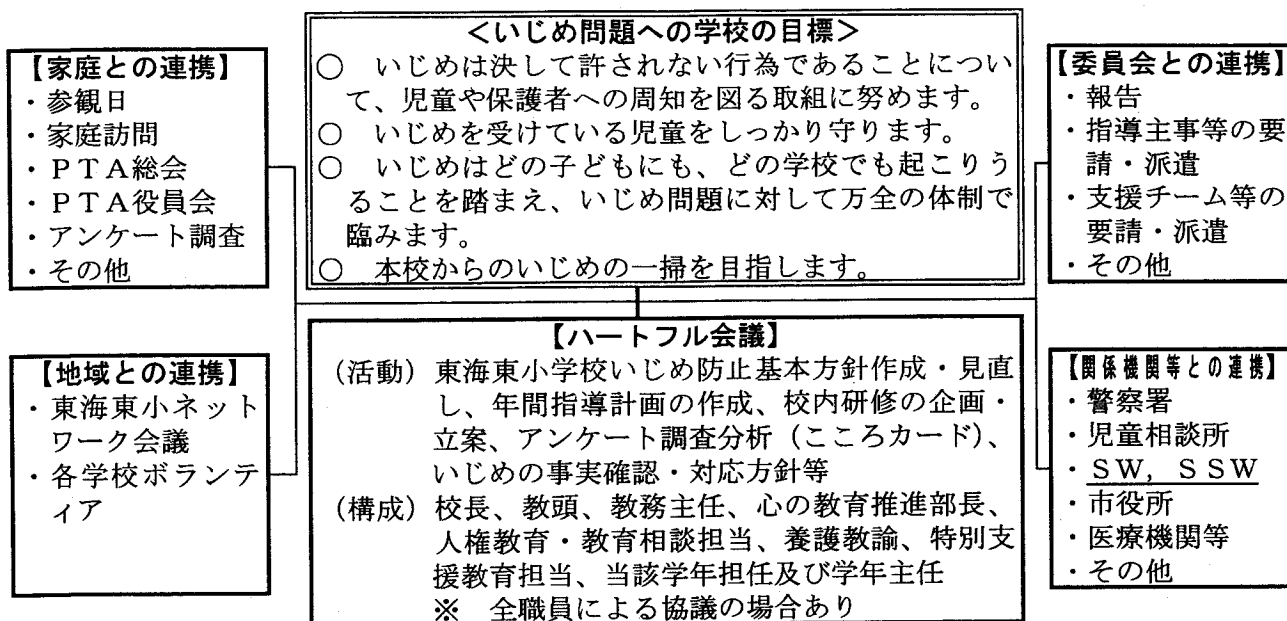
家庭は児童生徒の気持ちが一番安らぎ、多くのサインを出しやすい場所でもある。以下のようなサインが家庭で見られたら、学校と連絡を取り合い、連携を図って解決に当たることの大切さを保護者に伝えることが必要である。

家庭で見せる いじめられているかもしれないサイン
☐ 学校や友人のことを話さなくなった。
☐ 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなった。
☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりし始めた。
☐ 食欲不振や不眠、体調不良（腹痛や頭痛）を訴えることが増えた。
☐ 友達の電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりするようになった。
☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりするようになった。
☐ 不審な電話やメールがある。
☐ 遊び友達が急に変わった。
☐ 部屋に閉じこもったり、家から出たがらなくなったりし始めた。
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
☐ 理由のはっきりしない打撲やすり傷がある。
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりすることが増えた。
☐ 家庭の品物や金銭がなくなってきた気がする。
☐ お金を欲しがることが増えた。
☐ 学習時間が減り、宿題をしなくなったりやる気を見せなくなったりしてきた。
☐ 成績が急に落ちてきた。

いじめに対する措置（緊急時の組織対応）



(5) 延岡市立東海東小学校いじめ防止基本方針の概要



学校の取組	
いじめ防止	いじめの早期発見
○ 児童が主体(児童会等)となったいじめ防止活動 ○ 体験活動を活用した人間関係づくり ○ 自己有用感を育む授業づくり	○ 毎月のアンケートの実施(こころカード) ○ 定期的な教育相談の実施 ○ 教職員間の情報の共有 ○ いじめ相談窓口の周知
いじめに対する措置	重大事態への対応
○ 事実の確認・情報の共有 ○ 被害者・加害者等へ適切なケア ○ 組織的な対応 ○ 再発防止	○ 市教育委員会への報告 ○ 関係機関(警察署等)との連携 ○ その他

いじめ防止年間指導計画				
	いじめ防止のための措置		いじめ早期発見の措置	その他
	児童が主体となった活動	教職員が主体となった活動	担当が主体となった活動	
4月			○アンケート調査	
5月	○子ども会議	○PTA総会での説明	○アンケート調査	
6月		○教育相談週間	○アンケート調査	○地域ネットワーク会議
7月		○人権・同和教育研修会 ○個別面談	○アンケート調査	
8月		○人権・同和教育研修会		
9月			○アンケート調査	
10月		○教育相談週間	○アンケート調査	
11月		○人権週間	○アンケート調査	
12月	○なかよし週間		○アンケート調査	
1月		○人権・同和教育研修会 ○教育相談週間	○アンケート調査	
2月			○アンケート調査	○地域ネットワーク会議
3月			○アンケート調査	
通 年	○朝の挨拶・奉仕活動の推進 ○縦割りの清掃活動	○わかる授業の展開	○職員会議等での情報共有	
月 1 回	○アンケート後の教育相談		○ハートフル会議(いじめ・不登校対策委員会)	○生徒指導状況報告
学期 1 回		○教育相談週間		